

## 公の施設の相互利用に関する協定書

奈井江町、上砂川町、浦臼町及び歌志内市（以下「協定市町」という。）は、協定市町が設置する公の施設を協定市町の住民が相互に利用することに関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、公の施設を相互に利用することにより、協定市町の住民サービス・利便性の向上や住民相互の交流促進を図ると共に、施設の利用促進・有効活用することを目的とする。

### （相互利用できる公の施設）

第2条 協定市町の住民が相互に利用できる公の施設（以下「対象施設」という。）は、協定市町が別途定める。

### （利用者の範囲）

第3条 対象施設を利用できる者（以下「利用者」という。）は、協定市町の住民とする。

### （利用手続）

第4条 利用者が対象施設を利用しようとするときの利用手続は、当該対象施設を設置する市町の住民が利用する場合の手続と同様とする。

### （有料の対象施設の使用料）

第5条 利用者が有料の対象施設を利用しようとするときの使用料は、当該対象施設を設置する市町の住民が利用する場合の使用料と同額とする。

### （定めのない事項）

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

### （協定書の発効）

第7条 この協定は、平成24年4月1日から発効する。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、協定市町長が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成24年 1月19日

奈井江町字奈井江11番地

奈井江町長 北 良 治 ㊟

上砂川町中央北1条5丁目1番7号

上砂川町長 貝 田 喜 雄 ㊟

浦臼町字ウラウスナイ183番地の15

浦臼町長 岸 泰 夫 ㊟

歌志内市字本町5番地

歌志内市長 泉 谷 和 美 ㊟